

東京地方税政連

発行所：東京地方税理士政治連盟 ● 横浜市西区花咲町4-106（税理士会館内） 電話（045）243-0521
 発行責任者：会長 瀧浪 貫治 ● 編集責任者：広報委員長 藤田 伸哉 ● 印刷・製本：株式会社 佐藤印刷所



目次

●会長就任のご挨拶	東京地方税理士政治連盟	会長 瀧浪 貫治	2
●会長就任のご挨拶	神奈川県税理士政治連盟	会長 三堀 孝夫	3
●会長就任のご挨拶	山梨県税理士政治連盟	会長 砂田 俊二	4
●就任の抱負			5
●令和2年度税制改正に関する要望の内特に重要な4項目			10
●東京地方税理士政治連盟 第53回定期大会報告			12
●神奈川県税理士政治連盟 第53回定期大会報告			15
●山梨県税理士政治連盟 第53回定期大会報告			17
●インボイス制度について		山田隆広税理士	19
●2年間の税政連支部長を振り返って			22
●推薦候補者全員当選			25
●神奈川県税政連だより／山梨県税政連だより			26
●東京地方税理士政治連盟 役員構成一覧表（令和元・2年度）			28
●神奈川県税理士政治連盟 役員構成一覧表（令和元・2年度）			29
●山梨県税理士政治連盟 役員構成一覧表（令和元・2年度）			30
●定期大会後の懇親会			31



東京地方税理士政治連盟

会長就任のご挨拶

会長 瀧浪 貫治

本年開催の第53回定期大会においてご承認頂き、引き続き3期目の会長に就任する事になりました瀧浪貫治と申します。

第49回の定期大会に於いて初めて会長に就任して早いもので4年が経過しましたが、まず税理士会会員の皆様に申し上げたいのは、税理士政治連盟（以下「税政連」という）の本来の活動は日本税理士会連合会の要望実現に向けて税理士制度改革・毎年作成する税制改正要望を政党や国会議員に働きかけを行う事が重要な施策となっているのです。

では、なぜ税政連が税理士会に変わって政治活動を行っているか？税理士会が全く政治活動ができない訳ではないはずですが、税理士法第49条の11で税理士会は税務行政その他の租税又は税理士に関する制度について権限のある官公庁に建議し、またはその諮問に答申することができますとなっているからです。ただし、税理士会が政治活動を行うには政治資金規正法及び公職選挙法という「法の規制」があり、自ら政治活動を行うには「限界」がある事から、税理士会が別組織として税政連を結成せざるを得なかったという事情があったのです。

税理士会は毎年建議権に基づき税制改正要望書を作成し7月頃、主税局長・国税庁長官等に建議書を提出しますが、税制改正の流れからして単に関係官庁に提出したから実現できるものではありません。

毎年の税制改正の流れは、政府・与党が8月までに各府省庁からの概算要求・税制改正要望を締め切り、9月頃に自民党政務調査会の各部会が次年度税制改正に向けた検討を開始、11月頃には自民党税制調査会が次年度改正に向けた検討を開始します。その後12月に与党税制改正大綱決定、つづいて税制改正大綱閣議決定、予算案閣議決定がなされ、翌年の3月に国会で税法改正案が成立する事となります。これらの

流れから、全国の政治連盟の役員や国会議員の342の後援会を総動員して9月から12月まで各国会議員に対して、税理士会の税制改正要望の説明と陳情を行い税理士業界の要望実現に向けて活動しているのであります。

このように税政連や後援会の会員や役員の皆様が、全国の税理士や中小企業事業者の為に自らの多くの時間を犠牲にして要望実現に奔走しているわけですが、かたや、税政連会費すら負担していない会員も見受けられるのが現実であります。税政連会費の未納税理士会員から、よく耳にする話として、「私は政治活動にはまったく興味が無い」、「政治に関連していることに余り関わりたくない」と言う会員がおられるが、先にも申し上げたとおり税政連は、税制改正、税理士法改正など税理士制度や税理士の權益に関する問題について、税理士の立場から政治活動を通じて解決を図ろうとする組織で、税理士制度や税理士に関係のない、一般的な政治的主張を実現しようとする政党のような政治団体とはまったく異なり、個人の思想、信条は自由であり、いささかも個人の自由を制約するものではありません。

税政連はあくまでも税理士会の要望実現に向けて活動しているのであって税理士会とは表裏一体の組織であり、税政連が単独で独自の目的で活動する事は無いのであります。本来であれば税理士会に入会したすべての税理士会員が税理士会の会費と同じく税政連の会費も等しく負担し、かつすべての税理士が税政連の活動に参加する事が本来の姿であり、現に税政連の活動によって多くの成果を得ることが出来、この成果の恩恵はすべての税理士会会員が等しく享受しているのですから。

会費収納率の低下は、税政連役員、事務局職員への過重な負担となって現れています。税政連会費の未納会員に是非ともご理解いただきたくお願いする次第であります。



神奈川県税理士政治連盟

会長就任のご挨拶

会長 三堀 孝夫

第 53 回定期大会において、再度神奈川県税理士政治連盟の会長に就任しました三堀孝夫でございます。

会長として力不足ではありますが、神奈川県税理士政治連盟の発展のために精一杯努力をしていく所存であります。会員の皆様、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

神奈川県税理士政治連盟の具体的な活動につきましては、定期大会でご承認をいただいた令和元年度の運動方針並びに組織活動方針に則り、一つ一つの項目につき着実に実行して成果を上げていきたいと思っております。

税政連の活動の原点は税理士会の建議権をもとに、国会議員へ政策提言を行い、国民・納税者・小企業の発展のために租税法・中小企業政策・税理士法等の業法の改正を求めていくことにあります。

いかに税理士会が理想的な意見を述べても、それが立法化され、法律にならなければ絵にかいた餅であります。

強制加入制度のもとにある税理士会は、政治活動が制限されております。従って税理士会にできない政治活動を担当しているのが税政連であり、税理士会と税政連は「車の両輪」あるいは「表裏一体」と言われる所以であります。

その趣旨に則った直近の活動と致しましては、「令和 2 年度税制改正に関する要望」活動があります。今年度は特に重要な 4 項目として、

- ① 消費税 単一税率の維持(軽減税率の廃止)等
- ② 災害損失控除の創設等
- ③ 所得税の抜本的改正について
- ④ 償却資産税制度について廃止を含め、その在り方を抜本的に見直すこと

を挙げております。9 月 20 日には国会議員秘書との懇談会を開催し、議員秘書へ要望事項の内容を説明したところであります。さらに 10 月 28 日

には税理士による後援会の各国会議員に一斉に説明をする国会陳情を予定しております。

消費税の改正要望については 3 年連続で単一税率の維持を要望してきましたが、力及ばず 10 月 1 日から軽減税率が施行されました。

この施行されたばかりの法律に反対、すなわち廃止を求めていくのは非常に困難であると思っておりますが、税理士会としては旗を降ろすわけにはいきません。4 年後に予定されているインボイス制度と合わせて引き続き反対の要望を強く国会議員に訴えていきたいと思っております。

東京地方税理士会の新会長である北島則行会長は「税理士ブランドの充実・発展」ということをスローガンに挙げています。

すなわち「将来にわたって魅力のある税理士制度であり続けるためにも今まで以上に税理士ブランドを充実・発展させる必要があります、そうあり続けるためには不断の努力が必要である」と言っています。

税理士制度の最大の魅力は「無償独占」という制度であると思っております。この「無償独占」という制度を守り続けるためには、関連機関としての税政連は欠かせない存在であると思っております。従前にもまして「税理士会と税政連は車の両輪」の考えのもと税理士会の協力を得ながら税政連活動を行っていきたく思っておりますので会員の皆さまご協力のほどよろしくお願いいたします。



山梨県税理士政治連盟

会長就任のご挨拶

会長 砂田 俊二

こんにちは。本年6月に山梨県税理士政治連盟の会長に就任いたしました砂田俊二です。前々期、前期は山梨県連の幹事長を4年間務めさせて頂きました。

山梨県税理士政治連盟は、全国でも屈指の会員組織率、会費納入率を誇っております。現在305名の税理士会会員に対して、未加入及び未納入の会員は11名で97%の協力を得ております。もちろん100%を目指すことも大切ですが、97%の会員にその活動内容と成果を知ってもらうことが重要と考えております。

とはいえ私といえ、これを読まれている皆様とは違い、地区連大会はおろか県連大会でさえも出席せず、まあ会費だけ納めておけばいいか、という会員でした。

政治連盟などと聞くと、謎の政治結社を想像し、何やら怪しい人たちの集団に違いない、余り近寄らないほうが良いな、とも思っており、活動内容やその成果には全く関心が無いという有り様でした。

4年前、故末木徳夫山梨県連会長より「俺もそうだった」と幹事長を命ぜられた時が転機となりました。その後、瀧浪地区連会長、濱田前神奈川県連会長、三堀神奈川県連会長、小倉前地区連副会長、深沢前山梨県連会長、会長経験者である相談役の方々等、役員の方々には4年間厳しく指導頂き考え方を新たにしました。

税政連活動の基本は、決して個々の利潤ではなく、税理士制度の発展、そして納税者のための真の代表を国会に送るための運動である。党より人を、行っているのは政治活動ではなく、税理士政治連盟活動であり、それは本体である税理士会と連携したものでなければならない。そこに一点の曇りもありません。

話だけ、嘘をつく、そのような議員は応援に値しない。我々の要望を真摯に受け止めて頂ける議員の方々をしっかりと支えていく。現在後

援会が組織されている国会議員の活動についてももしっかり注視していかなければと考えております。

歴代の役員の皆様、各後援会の構成員の皆様、現執行部・相談役の皆様、そして何よりこれを読まれておられる税政連会員の皆様のご協力を仰ぎ、誠意を持って活動を行っていきたいと思います。

2年間、宜しくお願いいたします。



就任の抱負



東京地方税理士政治連盟
幹事長 鈴木 崇晴

第 53 回定期大会におきまして幹事長に再選されました鈴木崇晴でございます。

税理士を取り巻く環境につきましては本年 10 月から実施されました消費税に関する問題、今後の税理士法改正に向けての更なる検討等、われわれ税理士にとって重要な課題が山積されております。これからも連合会において作成された建議書に基づいた要望事項の実現化に向けた活動、並びに本会北島則行会長が掲げた「税理士ブランドの向上」への協力を積極的に行っていきたくと思います。

しかしながら、上記の活動を活発に行うにはそれなりの活動資金が必要でございますが、会員皆様もご存知のとおり政治連盟の財政状況は余談を許さないものが有ります。そのためには新入会員、未加入会員の方々のご理解とご協力を得るため、本会や各支部の協力を得ながら加入率増加への取組みも併せて強力に行っていきたくと思います。

今後も会員の皆様からより一層のご支援を賜りますよう切にお願いいたしまして幹事長再任の挨拶とさせていただきます。



東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 石井 正夫

この度、前期に引続き地区連、神奈川県連の副会長を拝命いたしました鎌倉支部所属の石井正夫です。

地区連では、推薦審査会を担当することとなりました。

第 25 回参議院議員通常選挙では当税政連の推薦候補がすべて当選することができました。近い将来に衆議院議員の総選挙があります。

税政連は、税理士会の要望の実現に向け税理士法及び税制改正等を政党や国会議員に働きかけを行ってまいります。その力になり得る国会議員の支援が必要となり、その税政連推薦候補者の当選を果たすためには、候補者の審査を行う推薦審査会は重要な役割を負っています。

皆様のご協力とご理解をよろしくお願い致します。



東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 佐野 光明

引き続き、地区連・神奈川県連の副会長を拝命いたしました神奈川支部の佐野光明です。

地区連では、財務委員会を担当いたします。定期大会でご承認いただいた財務委員会の活動方針に則り、財政の健全化を図るべく税政連活動に積極的に従事する所存です。税政連は、税理士会と連携して、納税者に信頼される制度として税理士法が改正されるよう、また税理士会の税制建議が実現できるよう、税理士会の要望を実現するために活動する政治団体です。税理士の社会的地位の向上を図るためにも、税政連活動にご理解・ご賛同をいただき、会費収納にご協力いただけるようお願い申し上げます。

神奈川県連では、推薦審査会を担当いたします。衆議院議員・参議院議員・地方公共団体の首長選挙の各候補者の推薦について、会長からの諮問に応じて厳正なる審査を実施し、答申する所存です。2 年間どうぞよろしくお願い申し上げます。



東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 清水 一男

二期目の副会長に就任いたしました神奈川支部の清水一男でございます。東京地方税理士会の副会長として税政連担当です。税政連と税理士会の橋渡しの役割を発揮して、情報を共有し、共通認識が大切です。

税政連は税理士会の方針に添い、税制改正建議、要望をいたします。納税者のための税理士制度の確立に向けて、笑顔を大切に、諸先輩が築き上げた功績を糧に、真摯に職務を遂行する所存ですので、叱咤激励戴きますようお願いいたします。



**東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 田中 良和**

後援会担当副会長に就任しました緑支部の田中良和と申します。

後援会の役員の皆様には、日頃から税政連活動にご協力頂きありがとうございます。税政連活動の中でも最も重要な国会陳情では、税理士会・税政連の要望項目をしっかりと伝えなくてはなりません。そのためには国会議員・議員秘書との常日頃からのコンタクトが重要であると思います。年一度の総会や議員秘書との懇談会という機会を通じ、後援会と税政連が協力して活動していきたいと思ひます。



**東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 濱田 茂**

地区連副会長に就任しました濱田茂です。平成13年の税理士法改正により税理士法人制度ができました。税理士法人のうち特に、大法人に勤務する税理士の税政連加入率が低いことが税政連にとって課題となっています。この状況の中で税政連の在り方を考えねばなりません。税政連が税理士法人の協力を得られる方策を見つけ出すべく努力をしていきたいと思ひます。瀧浪会長を中心に頑張っていきますのでよろしくお願い致します。



**東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 北條 諭**

この度、副会長に就任いたしました相模原支部の北條諭でございます。

平成29年の定期大会で副会長を退任しましたが、縁あって再度副会長を務めさせていただくことになりました。

新たな社会の到来を予感させる昨今、税理士を取巻く環境も変化せざるをえません。税理士制度がよりよく発展するために、税理士の社会的、経済的地位の向上と民主的税理士制度・租税制度の確立を目的とする税政連の役割は大なるものがあります。会長を補佐し、税政連活動の充実・発展に努力してまいります。

どうぞよろしくお願い致します。



**東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 山田 隆廣**

引続き政策担当の副会長に就任することとなりました。税政連は税理士の要望を集約し政治活動を通じて、その要望の実現を目指す団体です。政策委員会では、税理士制度の維持・発展や日々の業務で感じる税制の矛盾点等の改善、そして厳しい状況下にある我々の顧問先である中小法人や納税者に対する支援等について、具体的な政治的要望として提示し、その実現を目指しています。

国民国家にあっては税は常に中心的で重要な政治命題であり、消費税率引上げに伴う一連の恣意的な政策導入のような、政局の取引道具に使われることなどあってはならないことです。消費税法改悪に異議を唱え、また、今年度に本格化する税理士法改正を注視し、さらに、わが国を下支えする中小企業の大切さを思い、これから2年間税政連の政策会務を遂行する所存です。



東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 六槍 勝明

副幹事長・幹事長・副会長と税政連役員 6 期目になります。選挙対策委員会を担当します。

次回の参議院議員通常選挙は令和 4 年 7 月になります。衆議院については、急な解散総選挙になっても対応できるようにしたいと思います。

インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。選挙対策委員会は、選挙運動について調査研究し、税理士による後援会の皆様と連携して、税政連推薦候補者の当選に貢献したいと思います。

また、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と選挙に対する知識の普及に努めます。

会員の皆様のご指導ご支援をお願い申し上げます。



東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 小山内 光雄

三期目の副会長に就任致しました藤沢支部の小山内光雄でございます。

引き続き県連では組織委員会を担当し、地区連では組織委員長として日税政にも参画しております。強制加入の税理士会と違って任意加入であることから組織率が年々低下してきていることに危惧しております。税理士会と税政連は車の両輪に例えられる関係であり、税理士会の要望を実現するためにも、税政連の政治活動を推進していくためには「数は力」です。税政連各支部との連絡強化を図り、組織の拡充に努力したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。



東京地方税理士政治連盟
神奈川県税理士政治連盟
副会長 藤田 伸哉

広報担当の副会長を引き続き担当いたします、横浜中央支部の藤田伸哉です。併せて日本税理士政治連盟の編集委員も担当しております。会報につきましては税政連の会費納入、未納に関わらず神奈川県、山梨県の税理士全員にお送りしております。企画・編集・校正が終わりホッと発送の段階で、『この会報を何人の人が読んでくれるだろうか？ 読まずにそのままゴミ箱に捨てられるのでは？』と非常に気になります。会報は税政連の活動、情報を皆様にお知らせする唯一の媒体です。広報担当委員全員、企画・編集作業に頑張っています。是非お読み下さい。





神奈川県税理士政治連盟
幹事長 中川 公登

神奈川県税理士政治連盟第53回定期大会において幹事長に選出されました。どうぞよろしくお願いたします。

皆様から「大変だね」と励ましのお言葉を多数頂戴しておりますが、生来の楽道家である私はそれにまだ気付いてはおりません。

各種会合の運営調整、後援会や関連諸機関の会合等への出席など体力勝負な面もありそうですが、最初から気負いすぎると持ちませんので、慣らし運転から始めたいと考えております。

我が政治連盟には色々な課題が多くありますので、皆様方のご協力を得ながら、少しずつでも良い方向に進めたいと存じます。重ねてよろしくお願いたします。



神奈川県税理士政治連盟
副会長 飯田 純子

前期に引き続き、神奈川県連の副会長に就任いたしました飯田純子でございます。前期同様に、財務委員会を担当いたします。

税政連活動を進めていく上では、財政基盤がしっかりと確立されなければなりません。昨今、税政連の加入率は年々低下し、税政連の財政は厳しい状況の一途を辿っております。

税政連は、特別な政党を支持する組織ではありません。税理士会の要望を実現するための活動をしております。税理士法改正や税制改正にとどまらず、税理士会の行う社会貢献活動等についても多くの方々に理解を深めていただけるように尽力しております。

何卒、税政連の主旨をご理解いただき、収納率向上につながることを願っております。

よろしくお願申し上げます。



神奈川県税理士政治連盟
副会長 一ノ瀬 裕

この度、神奈川県税理士政治連盟の副会長に再任致しました相模原支部の一ノ瀬裕です。前任に引き続き支部長・支部幹事長会を担当させて戴きます。

県連の当委員会における組織活動方針にありますように、支部における税政連の活動を活発にし、全会員の本連盟に対する認識の徹底を目指します。

また組織強化・会費収納に関する諸施策を検討し、その他支部関連の税理士による後援会に対する支援について協議・検討していく所存でありますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願申し上げます。



神奈川県税理士政治連盟
副会長 大澤 清治

新たに神奈川県税理士政治連盟の副会長と東京地方税政連幹事長代理を務めさせていただくことになりました保土ヶ谷支部の大澤清治です。前期県連幹事長のおりには会員の皆様のご指導とご協力に大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

幹事長時代にやり残した会員増強・収納率の問題について、微力ながら引き続きお手伝いをさせていただきます。また、新たに三郷県連会長が掲げる税政連支部役員との連帯にも積極的に取り組んでいく所存です。

いつものこととなりますが、重ねて会員の皆様のご協力とお力添えをお願いたします。



神奈川県税理士政治連盟
副会長 齋藤 敏治

本年 8 月 7 日に開催されました神奈川県税理士政治連盟の第 53 回定期大会におきまして副会長に就任いたしました保土ヶ谷支部の齋藤敏治でございます。副会長 2 期目の就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

私の税政連活動は平成 19 年の支部の財務委員長から始まり、平成 21 年から県連の幹事、平成 23 年から 27 年まで税政連支部長を 2 期務めさせていただきました。これらの役職経験から国会議員等の後援会活動、税制改正要望等の国会陳情等の税政連活動の必要性、重要性を理解することができ、また、税政連会員の減少、会費収納率の低下等の諸問題についての困難性も痛感しました。これらの諸問題については様々な取組みがなされてきましたが、さらに税政連活動を広く税理士会会員に理解していただき改善していくための具体的な諸施策を継続、拡充していかなければならないと思います。

副会長としての担当は議会対策委員会です。神奈川支部の奥村浩志委員長と 3 名の副委員長とともに、国会陳情の企画運営等が主な仕事となります。三堀孝夫会長を補佐し、2 年間精一杯その職責を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。



山梨県税理士政治連盟
幹事長 塩島 好文

この度、山梨県税理士政治連盟の幹事長に就任致しました甲府支部の塩島好文です。

「税金と政治」は切っても切り離せない関係にあります。その上で税政連における活動は、租税の 3 原則である「公平・中立・簡素」を確立するために重要な役割を担っています。右も左も分からない若輩ですが、税制に対する納税者の声を一つでも多く政治の場に届けられるよう職務に取り組んでいきたいと思っております。

会員の皆様のご協力、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



山梨県税理士政治連盟
副会長 梶原 稔

この度、山梨県税理士政治連盟の副会長に就任いたしました大月支部の梶原稔です。日頃より税政連活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。納税者のための税制改正の実現、税理士の社会的地位の向上を共に目指し、税理士党員の一人として、砂田俊二会長に協力していきたいと思っております。役員としての活動は初めてであり、不慣れなことが多く、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、引き続き皆様のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。



山梨県税理士政治連盟
副会長 松野 俊一

今期から砂田俊二県連会長のもとで会務のお手伝いをさせていただくことになりました松野俊一です。税理士法に基づく建議実現のため、政治的側面から党派を超えて活動するのが税理士政治連盟です。過去、私も役員に就任するまでは、無関心ではありませんでしたがお任せ主義であり、何となく外から見ていた様な会員でした。税政連は、一団体及び個人のエゴではなく、より良い税制等を目指すべく税理士会と不可分の組織であります。微力ながらお役に立てればと考えております。2 年間宜しくお願いいたします。

令和2年度税制改正に関する要望の内特に重要な4項目

【消費税 単一税率の維持（軽減税率制度の廃止）等】

1. 単一税率の維持（軽減税率制度の廃止）

軽減税率（複数税率）制度は、低所得者に対する軽減効果より高所得者に対する優遇効果の方がはるかに大きく、その結果、財源が著しく毀損（年間約一兆一千億円）し、さらなる税率引上げ及び社会保障費の抑制が必要となること、事業者及び税務行政に多大なコンプライアンスコストが生じること等、その効果は極めて限定的であり、現在では安易な軽減税率制度の採用は付加価値税（消費税）の機能を阻害する元凶であるとする考えが世界の通説である。

低所得者への逆進性対策としては、例えば、あらかじめ国が一定額を入金したプリペイドカードを配付する方法や、一定額の簡素な給付措置などによる消費支出の負担軽減策等を検討すべきである。

2. 請求書等保存方式の維持

令和5年10月に導入予定の「区分経理等のための適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）」への移行は、事業者及び税務官公署の事務に多大な影響を与えることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように配慮又は見直しをする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能である。現行の日本の消費税税制が単一税率と帳簿方式ゆえに世界の中で極めて機能的制度と高く評価されていることの重要性を忘れてはならない。

3. 消費税のあり方についての抜本的な見直し

現行の基準期間制度、中小・零細事業者対策等について以下を要望する。

- ①基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対し、一定の要件の下、申告不要制度を創設する。
- ②簡易課税制度における「みなし仕入率」を引き下げ、所謂「益税」を排除し、この制度を真に事務負担軽減を目的とした制度とする。その際には一定額の設備投資等をした場合には、別枠の仕入税額控除制度を設けるべきである。
- ③消費税の優れた機能は安定した財源調達機能

であるが、所得再分配機能は希薄である。従って消費税は低率で課税ベースを広くした、所謂「広く薄く課税する」ことによりその機能は最大化される。この観点から、社会政策上非課税とされる取引を課税事業とする方向性が望ましい。また現在非課税とされている社会保険診療について課税事業となった場合、社会保険診療に係る仕入税額控除が可能となり、医療現場における最新医療機器等への需要が期待できる。

【災害損失控除の創設等】

1. 災害損失控除の創設

近年激甚災害が頻発している。災害により個人が被災した場合、一定の要件の下で雑損控除の適用がある。

雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に適用されるが、しかし、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること、③災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。

その際には、所得控除の順序について最後に災害損失控除を適用することとし、また、控除しきれない場合には繰越控除期間を10年以上とすることが適当である。さらに、災害損失控除については、その年分の適用のほか、前年分への遡及適用を認めるべきである。

なお、近年の災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても災害損失控除の対象とすることが適当である。

2. 相続時精算課税における受贈財産が災害等により損失を受けた場合の救済措置

相続時精算課税制度により受贈した財産について、災害等による滅失や財産価値の著しい低下などにより、担税力に応じた適正な価額により相続税が課税されない場合がある。このため、相続税の課税価格に加算する価額について、贈与時における価額か相続時の価額のいずれかを選択できるようにすべきである。

【所得税の抜本的改正について】**1. 所得計算上の控除から基礎的な人的控除へのシフト**

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第 25 条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、健康で文化的な最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準に合わせていくことが望ましい。

その際、給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、こうした所得計算上の控除が適用されない事業所得等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を中心として課税最低限を確保することが適切である。

2. 基礎的な人的控除のあり方

最低限度の生活を維持するのに必要な部分は担税力を持たないとする最低生活費不課税の観点から、基礎的な人的控除については、その額を引き上げた上で、所得控除方式を維持すべきである。その際、課税最低限を構成する基礎控除を逡減・消失させることについては、憲法の要請も踏まえ慎重な検討が必要である。

なお、その他の人的控除項目については、整理合理化を図りつつ、可能な範囲で税額控除化すれば、所得再分配機能が低下していることや高所得者の負担軽減額が大きくなるという問題は相当程度解消されることとなる。

【償却資産税制度について、廃止を含め、そのあり方を抜本的に見直すこと】

償却資産税制度（償却資産に係る固定資産税制度）は、事業者において、設備投資の阻害要因になっていること、現状では課税客体の捕捉が不十分であること、固定資産台帳の整理が賦課期日と決算日の年 2 回必要になるなどの過度な事務負担を強いられている等の問題がある。また、主要諸外国において償却資産に対し課税している例は少なく、国際競争力の観点からも問題がある。したがって、同制度は速やかに廃止すべきである。

しかしながら、地方公共団体の財政の現状にかんがみ、代替財源が見つかるまでの間、制度を維持しつつ上記問題を解決するため、下記の点について見直す必要がある。その際、償却資産に係る固定資産税を固定資産税とは異なる税目とするこ

とも検討すべきである。

1. 申告期限の見直し

一般財団法人・資産評価システム研究センターにおいて、賦課期日は現行制度を維持しつつ、電子申告の場合に限り申告期限を法人税と一致させることを選択できる制度が示されている。これは、①申告事務が簡素になる、②法人税とのチェック・アンド・バランス機能により適正申告が促される、③電子申告により課税庁の事務効率化にも資する等の点で評価できるものであり、早期に実現すべきである。

2. 申告事務手続の効率化に資するシステムの構築

上記 (1) を実現するためには、納税者・課税庁双方において電子的な環境の整備が必要であり、eLTAX のさらなる効率化、また地方税共通納税システムにおける対象税目拡大、電子的な納税通知書を作成・送付する仕組み等を検討すべきである。

3. 設備投資の促進及び事務負担の簡素化のための見直し

設備投資の促進や申告業務の簡素化のため、免税点の 300 万円（現行 150 万円）程度への引上げ、減価償却制度における残存価額の廃止、租税特別措置法における 30 万円未満の少額資産の費用化など、国税の課税標準の計算方法との整合性を図るべきである。

また、免税点方式を基礎控除方式に変更することも検討すべきである。

第53回定期大会が開催される

8月7日(水) ホテル横浜キャメロットジャパン(横浜市西区)において、13時より神奈川県税理士政治連盟の定期大会が、14時45分より東京地方税理士政治連盟の定期大会が開催された。

東京地方税理士政治連盟定期大会報告

定刻に、小倉恵一副会長が定期大会の開会を宣言し、瀧浪慣治会長の挨拶の後、中川公登神奈川県連幹事長および塩島好文山梨県連幹事長の司会により出席者数(神奈川県273名、山梨30名計303名)の報告があった。

来賓の紹介の後、議長団として角田国明会員(川崎西支部)及び湯山智治会員(大月支部)が指名された後、角田議長が議案審議に先立ち、議事録署名人に佐久間隆弥会員(大和支部)、井上一也会員(甲府支部)、書記に井上武志会員(相模原支部)、田幡義人会員(大月支部)を指名して議事に入った。

第1号議案 平成30年度運動経過及び組織活動報告承認の件

鈴木崇晴幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第2号議案 平成30年度収支決算承認の件

佐野光明財務委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて丸山孝佳会計監事により監査報告が行われた。

角田議長は、第1号議案、第2号議案について質疑を求めたところ以下の質疑応答があった。

質問：長谷川博会員(横浜中央支部)

任意団体として税政連は入会申込書が必要では

ないか、昨年の総会で、規約4条により県内税理士によって組織されているため不要だという回答があったが、組織するメンバーをいっているのであって手順をいっているものではない。ゆえにリーガルチェックを受けているのか、またどれくらいの間にきちんとした対応をするのか。

回答：山田隆廣政策委員長

入会届を取るか取らないかについて、日本税理士会政治連盟でも標準化作業に入っているところで、全国15単位会の中で、取っている税政連は5会、取っていない税政連10会である。取っていない会では、組織の規約で「本連盟は〇〇税理士会会員をもって組織する」または「〇〇税理士会に所属する税理士で本連盟の目的に賛同する者をもって組織する」と記載されている。(神奈川県連は前者)これは税政連の資格になる必要条件をいうものであり、強制加入になるため会員全員が入会するようには強制できない。他の士業を見ても、同様の書き方をしている。強制加入ではないので、届出を取っていない会が圧倒的である。かといって看過できないのでトラブルを避けるための書き方を、日税政の組織委員会において、義務化や会費徴収について標準化、コンプライアンスの作業中である。コンプライアンスの確認に関しては、任意団体だからといって非常に問題であるということに当たらないというのが日税政の統一見解である。



議長団 湯山智治会員、角田国明会員



議事録署名人 井上一也会員、佐久間隆弥会員

質問：長谷川会員

日税政による対応だけでなく、本会で考えていただきたい。またリーガルチェックについては弁護士も私の言ったとおり必要だと言っている。リーガルチェックは受けているのか。

回答：山田政策委員長

コンプライアンス上、覚書に著しく信義則に反するかのチェックととらえるが、この件については第三者の立場の法律家や精通者への依頼は私の知る限りしていない。

要望：長谷川会員

是非リーガルチェックを受けていただきたい。頑張ってください。

要望：入江春枝会員（甲府支部）

会費収納率が低いのは何故か。税理士は法律家なのだから国会への働きかけが必要。回答は結構です。来年の実績で見せてください。

質問：長谷川会員

税理士法人が増加している。その税理士法人や所属税理士、加入率の低い都市部の入会の分析はどうなっている？

回答：山田政策委員長

全国77,000人の税理士がいるが、その10,000人強が税理士法人の社員税理士、5,000人強が税理士法人に所属する所属税理士になるので、合計20%弱になる。参考として2,000人に満たない単位税理士会の収納率は95%を超える。それ以外は50%や40%となっている。その一番の原因は税理士法人である。対応している単位会の話では、税理士会と税理士法人の税法税務行政への考え方が違う。複雑であれば仕事が増え利益が増えると考えていて入会に対する答えとなっている。現状では話し合う土壌ができていない。これについて折り合いが必要でないかと考えている。

要望：長谷川会員

公認会計士の加入率の分析も頼む。

角田議長は、更に質疑を求めたところ、発言がなかったので、議場に裁決を求め、挙手多数により第1号議案、第2号議案が原案どおり可決承認された。

第3号議案 令和元年度運動方針決定の件

鈴木幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第4号議案 令和元年度組織活動方針決定の件

鈴木幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第5号議案 令和元年度収支予算決定の件

佐野財務委員長が議案書に基づき説明を行った。

角田議長が、第3号議案から第5号議案について、議場に質疑を求めたところ、以下の質疑応答があった。

質問：藤尾明弘会員（横須賀支部）

各支部の会費収納率は発表できるのか。また、個人の加入者の発表は可能か。

回答：鈴木幹事長

各支部の収納率は把握している。新年度の支部長会で発表する。

質問：井出竹幸会員（横須賀支部）

税政連として、軽減税率の廃止ができない結果となったが、この経過や結果について、今後の活動に向けて反省事項や対応事項があるのか。

回答：山田政策委員長

軽減税率、インボイス反対ということを理解している税理士会員が少ない、と同時に伝える機会も少ない。説明する機会がないのが反省点だと思っている。

質問：小原勝己会員（平塚支部）

税理士会員数×4,000円とあるが、税政連会員数×4,000円とすれば地区連、県連の負担が減ると思う。日税政に対応してはどうか。



書記 田幡義人会員、井上武志会員



司会 中川公登会員、塩島好文会員

回答：佐野財務委員長



佐野財務委員長

議案書に計算があるように、日税政との負担金の規約があるので、日税政が変えないと変更できない。

要望：入江会員

各支部の収納率を上げるよう、各支部の支部長さんよろしくお願い致します。

その後採決に移り、挙手多数による賛成があったので、第3号議案、第4号議案、第5号議案とも原案どおり可決承認された。

第6号議案 東京地方税理士政治連盟規約一部改正の件

鈴木幹事長が説明を行った。
原案どおり可決承認された。

第7号議案 役員任期満了に伴う改選の件

池田兼男役員選考委員長が説明を行った。
原案どおり可決承認された。

第8号議案 大会決議採択の件

鈴木幹事長が説明を行った。

湯山議長は、質疑を求めたところ、以下の質疑応答があった。

質問：小澤裕司会員（川崎南支部）

収納率について、税理士法人との考えの違いがあるとの話が出たが、決定的に食い違いが出た場合に、税政連としてどう対するのか。

回答：鈴木幹事長



鈴木幹事長

税理士会の要望により税政連が動くのが前提で

あり、調査研究部で意見を拾い上げてもらって審議をしてもらうのが前提である。税理士会の指示がないと税政連が勝手に動くのは難しい。

質問：小澤会員

そうなると、税理士会と税理士法人の税制・税法の考え方の違いはどうしようもないのか。

回答：鈴木幹事長

税制改正要望については、アンケートを取っている。その中で方針の意見は聞くが、具体的には今のところ把握していないので、出てきたときに協議してやっていくことになる。

湯山議長が更に質疑を求めたところ、発言がなかったので、議場に裁決を求め、挙手多数による賛成があったので、原案どおり可決承認された。

可決承認後7項目の大会決議文が担当幹事により朗読された。

議案審議終了後、新会長に就任した瀧浪会長のあいさつに続いて、税政連活動に功績があった3名及び国会議員後援会活動に功績があった10名の方々へ感謝状の贈呈があった(2名欠席)。

続いて、小島忠男日本税理士政治連盟会長、渡邊文雄東京税理士政治連盟会長、江波戸秀記千葉県税理士政治連盟会長、井部俊一関東信越税理士政治連盟会長から祝辞を賜った。また、多数の国会議員等の祝電を賜ったことが報告された。

最後に深沢邦秀副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

定期大会終了後、会場を4階に移し、地区連、県連合同の懇親会が開催された。三堀県連会長の開宴のことばに始まり、瀧浪会長の挨拶のうち、東京地方税理士政治連盟、神奈川県税理士政治連盟、山梨県税理士政治連盟の新役員の紹介があった。続いて、多数の推薦国会議員等の出席を得て、国会議員等ご本人には挨拶を頂戴し、秘書出席の方には議員のお名前を紹介した。

ご来賓の紹介につづいて、青木廣志東京地方税理士協同組合副理事長の乾杯のご発声の後、しばし和やかな歓談が続き、山岸幹夫株式会社税理士会館社長による中締めの方歳三唱、濱田茂東京地方税理士政治連盟副会長の閉会のことばにより懇親会は盛会のうちに終了した。

(神奈川県税理士政治連盟前広報副委員長 圓城寺清美)



退任された後援会役員へ感謝状

神奈川県税理士政治連盟定期大会報告

藤尾威文副幹事長、野村友哉副幹事長の司会により、物故会員の黙祷が行われたあと、出席者数は 200 人であり本会が適法に成立したとの報告があった。

一ノ瀬裕副会長の定期大会の開会を宣言し、三堀孝夫会長が挨拶を行った。

顧問及び来賓の紹介の後、議長団として大森行雄会員（川崎北支部）、吉澤陽子会員（藤沢支部）が指名された。

大森議長は議案審議に先立ち、議事録署名人に松実宏幸会員（保土ヶ谷支部）城田英昭会員（藤沢支部）を、書記に奥村浩志会員（神奈川支部）相川嘉男会員（横浜南支部）を指名して議事に入った。

第 1 号議案 平成 30 年度運動経過及び組織活動報告承認の件

大澤清治幹事長が議案書に基づき説明・報告



議長団 大森行雄会員、吉澤陽子会員

を行った。

第 2 号議案 平成 30 年度収支決算承認の件

田中秀拓財務委員長が議案書に基づき説明・報告を行い、続いて鈴木康太会計監事により監査報告が行われた。



田中財務委員長

大森議長は、第 1 号議案、第 2 号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったので、議場に裁決を求めた。

挙手多数による賛成があったので、第 1 号議



議事録署名人 松実宏幸会員、城田英昭会員



書記 相川嘉男会員、奥村浩志会員



司会 野村友哉会員、藤尾威文会員

案、第2号議案は原案とおりに可決承認された。

第3号議案 令和元年度運動方針決定の件

大澤幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。



大澤幹事長

第4号議案 令和元年度組織活動方針決定の件

大澤幹事長が議案書に基づき説明・報告を行った。

第5号議案 令和元年度収支予算決定の件

田中財務委員長が議案書に基づき説明を行った。

吉澤議長は、第3号議案から第5号について、議場に質疑を求めた。

質問:池野光弘会員（川崎南支部）決算実績、予算報告からあと5～6年で財産が枯渇するが、サポート募金の検討の有無など今後について、会長の忌憚のない意見を伺いたい。

回答:三堀会長は次のような回答を行った。
1年間についてはサポート募金に頼まないでこの予算で行いたい。それでも支出については削減の限界であり収入を見直すしかない。収入の見直しについてはまず会員増が大前提で税理士会と連携して収納増を目指す。それでも困難な場合は、地区連分担金の見直しやサポート募金も検討しなければならない。最終的には会費の値上げであるが、この1年間は最低限の努力をしたい。

吉澤議長は、更に議場に質疑を求めた。

質問:梯秀夫会員（平塚支部）会費の収納率の低

下への対策として、委員会等の組織を設置すべきではないだろうか。

回答:大澤幹事長は、検討しますと回答した。

再度、議長は、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったので、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第3号議案、第4号議案、第5号議案は原案とおりに可決承認された。

第6号議案 役員任期満了に伴う改選の件

草苺章雄委員長が議案書に基づき説明を行った。

吉澤議長は、第6号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったので、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第6号議案は原案とおりに可決承認された。

第7号議案 大会決議採択の件

大澤幹事長が議案書に基づき説明を行った。

大森議長は、第7号議案について、議場に質疑を求めたところ、特に発言がなかったので、議場に裁決を求めた。挙手多数による賛成があったので、第7号議案は原案とおりに可決承認された。

全ての議案が可決承認後、三堀新会長の就任あいさつが行われ、続いて来賓の瀧浪貫治東京地方税理士政治連盟会長、砂田俊二山梨県税理士政治連盟会長よりご祝辞を頂いた。

最後に小山内光雄副会長の閉会宣言をもって本大会は終了した。

(神奈川県税理士政治連盟副広報委員長 下山秀雄)

山梨県税理士政治連盟第 53 回定期大会報告

6 月 14 日（金）山梨県税理士政治連盟第 53 回定期大会が、甲府記念日ホテル（甲府市）において開催され、瀧浪貫治東京地方税理士政治連盟会長はじめ、多くのご来賓や役員の皆様にご出席いただいた。

江井誠副幹事長の司会進行により、渡邊儀春副会長が開会を宣言し、続いて江井副幹事長から来賓紹介の後、深沢邦秀会長が退任の挨拶を行った。深沢会長は、2 年間のお礼を述べて現在山梨県連が 97% の加入率であるが大月支部で 2 名、甲府支部で 9 名の未加入会員についても入っていただきぜひ 100% にしたい旨を述べられ、今年 1 月に行われた知事選挙で推薦した現職が当選できなかったが、当選された新知事には国会議員時代からの後援会が既にあり応援したこと、



深沢邦秀会長退任挨拶



砂田俊二新会長挨拶

来月の参議院選挙に立候補する森屋宏参議院議員の後援会を新たに作ったことを話された。

議事に入り、議長に小倉恵一会員、副議長に池谷正志会員が選任され、議長より議事録署名人に窪田久人会員、星野充俊会員及び書記に野中孝憲会員、久武慎一会員を指名し早速議事に入った。砂田俊二幹事長が下記第 1 号、第 3 号、議案及び初鹿武仁財務委員長より下記第 2 号、第 4 号の議案説明と、清水弘人会計監事より会計監査報告があり、第 5 号議案については田中茂樹合同役員選考委員長及び第 6 号議案は砂田幹事長から説明報告がなされ、審議の結果全議案挙手多数により原案通り可決承認された。

- 第 1 号議案 平成 30 年度運動経過報告承認の件
- 第 2 号議案 平成 30 年度収支決算承認の件および会計監査報告
- 第 3 号議案 令和元年度運動方針決定の件
- 第 4 号議案 令和元年度収支予算決定の件
- 第 5 号議案 役員選任の件
- 第 6 号議案 大会決議採択の件

議事終了後採択された大会決議文を各委員長等 7 名が高らかに朗読した。

その後、砂田俊二新会長より就任挨拶が行われ、県連会長を退任した深沢邦秀会員他 2 名に感謝状贈呈が行われた。

今大会開催にあたり、ご来賓を代表して瀧浪会長、三堀孝夫神奈川県税理士政治連盟会長から祝辞を賜った。

松野俊一副会長の閉会宣言により、大会は無事終了した。

(山梨県税理士政治連盟前広報委員長 田幡 義人)



決議文朗読

大 会 決 議

税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充を図るとともに、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するため、次のとおり決議する。

- 一、 われわれは、税理士制度の発展と、納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、納税者に信頼される税理士制度の確立を目指して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、規制改革、T P P等の資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の業務及び職域に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を展開する。
- 一、 われわれは、税理士の使命に則り、税理士の公益的業務への更なる参加ができるよう強力な運動を展開する。

以上決議する。

令和元年8月7日

東京地方税理士政治連盟
第53回定期大会

神奈川新聞掲載 「インボイス制度について」 ① 山田隆広税理士

インボイス 制度

10月から日本の税制が大きく変化する。消費税が10%に増税されると同時に軽減税率が導入され、これまでの単一税率から複数税率へと変わる。さらに2023年から、複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式として「インボイス制度」(適格請求書等保存方式)もスタートする予定だ。今回の税制改正は、事業者や消費者にどのような影響を与えるのか。税制度やインボイスに詳しい山田隆広税理士に聞いた。(聞き手・松島 佳子)

インボイスという言葉がどこかを指しているように感じられます。インボイスは「インボイスはもとより、通関手続きに必要な送り状のことで、国境を越える取引が圧倒的に多かったヨーロッパで商取引慣行として定着しました」

「1957年、フランスなど6カ国が経済統合の実現を目的とする国際機関、欧州経済共同体(EEC)を誕生させました。標準的な税制をつくることになったのですが、それぞれ独立した主権国家なので課税権は各国にある。ではどうしたか。各国の個別の消費税をそっくりそのまま、共通の付加価値税(日本の消費税に相当)に取り組むために、複数税率制度を導入したのです」

「その際、消費税の計算に使用するのがインボイスなんです。例えば、イタリアから輸入したワインがフランスに入ってくる。フランス国内で流通する場合、その商品がワインであること、価格、仕入れ税額がい

「インボイスで重要なのは、課税事業者であることです。これが仕入れ税額控除を示す登録番号を記載する点です。事業者が課税事業者か、つまり、消費税を申告して、納付する人だよ、という番号が記載されているならばインボイス(書類)として認められないので

「なぜ、そんな記載を。売上高が1千万円以下の事業者は、消費税の納付の必要がない免税事業者です。個人タクシー事業者を個人タクシー事業者とするのが、登録が可能なのは課税事業者のみで免税事業者はできない、ということ」

「タクシーを例にする。タクシーを利用したら、事と、領収書に登録番号がある

「インボイスで重要なのは、課税事業者であることです。これが仕入れ税額控除を示す登録番号を記載する点です。事業者が課税事業者か、つまり、消費税を申告して、納付する人だよ、という番号が記載されているならばインボイス(書類)として認められないので

「なぜ、そんな記載を。売上高が1千万円以下の事業者は、消費税の納付の必要がない免税事業者です。個人タクシー事業者を個人タクシー事業者とするのが、登録が可能なのは課税事業者のみで免税事業者はできない、ということ」

「タクシーを例にする。タクシーを利用したら、事と、領収書に登録番号がある

「インボイスで重要なのは、課税事業者であることです。これが仕入れ税額控除を示す登録番号を記載する点です。事業者が課税事業者か、つまり、消費税を申告して、納付する人だよ、という番号が記載されているならばインボイス(書類)として認められないので

「なぜ、そんな記載を。売上高が1千万円以下の事業者は、消費税の納付の必要がない免税事業者です。個人タクシー事業者を個人タクシー事業者とするのが、登録が可能なのは課税事業者のみで免税事業者はできない、ということ」

「タクシーを例にする。タクシーを利用したら、事と、領収書に登録番号がある

免税業者排除を懸念

山田隆広税理士に聞く①



インボイス制度について語る山田税理士

仕入れ税額控除

「なるほど。日本でも仕入れ税額控除という仕組みはありますよ。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

「インボイスはどのような方式なのでしょう。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

「インボイスはどのような方式なのでしょう。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

「なるほど。日本でも仕入れ税額控除という仕組みはありますよ。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

「インボイスはどのような方式なのでしょう。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

「インボイスはどのような方式なのでしょう。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

「なるほど。日本でも仕入れ税額控除という仕組みはありますよ。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

「インボイスはどのような方式なのでしょう。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

「インボイスはどのような方式なのでしょう。事業者が商品、サービスを販売する場合、原則として消費税が課される。納付する税額は、売り上げに

神奈川新聞掲載 「インボイス制度について」^④ 山田隆広税理士

日本税理士会連合会はインボイス制度（適格請求書等保存方式）の見直しと、消費税の単一税率維持を一貫して訴える。その背景には何があるのか。同制度に詳しい山田隆広税理士は「世界の主流は単一税率で、複数税率の導入は時代に逆行する」と強調する。

「税理士会は「インボイス制度は免税事業者の排除の圧力になる」と指摘していますが、どういふことでしょう。」

「個人タクシース事業者を例に解説します。個人タクシース事業者の多くは年収1千万円以下の免税事業者です。会社の営業マンが個人タクシースに乗車し、領収書をもらい、会社で精算しようとする。すると、経理からは『課税事業者の領収書ではないから、仕入れ税額控除ができない。免税事業者のタクシースに乗るのはやめてほしい』とクレームがつくでしょう。」

「他の例も挙げます。例えば、企業には弁当や消耗品を納めている業者などが出入りしていますね。課税事業者であれば企業の経理部門は何のストレスもなく扱うことができますが、免税事業者だと、経理システムを変えなければならぬ。計算方法でも、消費税が2段階になった場合、非

を不登録番号は課税事業者にしか発行されないという点ですが、免税事業者は登録できないのですか。」

「いえ。免税事業者でも自ら課税事業者になることができます。課税事業者選

「免税事業者だけでなく、課税事業者として登録する、ということですか。」

時代に逆行 複数税率

山田隆広税理士に聞く^④

「登録番号をもらうだけでは、申告義務も自動的に発生します。」

「再び、個人タクシース事業者を例に解説します。事業者が毎年850万円の売り上げだったとする。年収1千万円以下ということで免税事業者なので、これまで税の申告は必要なかった。しかし、課税事業者に

「可能性はあります。税理士会が『排除の圧力』と言っているのは、そういう意味です。」

税申告

「課税事業者であること

「どんな手続きになるのか。」

「仮に、個人タクシース事業者が消費者からもらった消費税を75万円とします。今度は支払った消費税を計算する。タクシースなので一番かかるのはガソリン代。あとは車検を含めた整備費、車庫を借りていたら車庫代。これらを足して、支払った消費税が30万円だったとすると、もらった消費税75万円から、支払った消費税30万円を引いた45万円は国に納める。これが申告です。いままでは、免税事業者はこの申告をしなくてよかったです。しかし、課税事業者

「2010年、英国でマリーズ・レビューという税制改革の報告書が公表されました。ノーベル経済学者ジェームズ・マリーズ卿を座長に、欧米における最高の財政学者たちでつくる研究グループが作成したものです。この研究グループが欧州連合（EU）型の付加価値税（日本の消費税に相当）です。かなりのページ数をかけて、EU型付加価値税の欠陥、複数税率の根本的な欠陥を指摘しています。」

「登録した後は、年収が100万円だろうが200万円だろうが、この申告はしなければなりません。」

「益税といわれた分を納めるとなると、税収はどれくらいになるのか。」

「国会で答弁されましたが、約2480億円です。一方で、軽減税率によって生じる減収額はいくらか。1兆890億円です。食料品を10%ではなく8%にするなどで、本来入るであろう2%の税収1兆890億円が減るといわけです。」

「世界では『複数税率制度はもう機能しない』と言われていたにもかかわらず、日本は採用しようとしているのですか。世界の流れとは逆の方向に進もうとしているのですか。」

「全く逆方向です。日本にこれから入るであろう複数税率は時代に逆行して、よりデメリットのほうが大

「全くと逆方向です。日本にこれから入るであろう複数税率は時代に逆行して、よりデメリットのほうが大

神奈川新聞掲載 「インボイス制度について」 ① 山田隆広税理士

「日本の税率制度は時代に逆行している」。税率制度やインボイス制度(適格請求書等保存方式)に詳しい山田隆広税理士は「世界の主流はもはや複数税率ではなく、単一税率だ」とした上で、今回の税率制度改革は国民の生活を大きく変える」と指摘する。

「日本が、世界の潮流の真逆を行こうとしている、というのは衝撃です。」

「残念ながら全く逆方向です。潮目は1995年で、95年以降、付加価値税(日本の消費税に相当)を新しく導入した国は世界で30カ国ある。そのうち、複数税率を入れたのはわずか5カ国。残り25カ国は単一税率をとった。付加価値税の呼び方は変わり、いまは『GST』(Goods and Service Tax)。商品とサービ

スにかかる税で、すべての商品、役務の提供に、例外なく消費税をかけることを意味します。その代わりに、本当に困っている人に対しては社会保障を含めた直接的な給付措置で救済しますよ、というのが世界の主流になっています」

「世界の主流は単一税率なのです。」

「英国の欧州連合(EU)離脱のニュースが盛んに報



から単一税率を導入しました。その結果、ニュージーランドは財政赤字の解消に成功しました。ほとんどすべての取引には消費税がかかっています。EUでも単一税率の国があります。デンマークです。デンマークは税率25%だが、唯一免税事業となっているのがデンマーク語の出版と新聞。つまり、アイデンティティを守るため、デンマーク語で書かれた出版と新聞は例外というわけですね。EU型付加価値税だと機能不全に陥る、というのは、「付加価値税の課税ベ

ー国民の負担」

「軽減税率は低所得者への支援策としては有効ではないのですね。」

いま一度税制議論を

山田隆広税理士に聞く ①



■効率性

「GSTを導入し効果を上げている国はありませんか。」

「最も先進的なのはニュージーランドです。ニュージーランドは長い時間をかけて政治家が議論を重ね、それを国民に説明し、EU型付加価値税を続けると機能不全に陥る、という結論

から単一税率を導入しました。その結果、ニュージーランドは財政赤字の解消に成功しました。ほとんどすべての取引には消費税がかかっています。EUでも単一税率の国があります。デンマークです。デンマークは税率25%だが、唯一免税事業となっているのがデンマーク語の出版と新聞。つまり、アイデンティティを守るため、デンマーク語で書かれた出版と新聞は例外というわけですね。EU型付加価値税だと機能不全に陥る、というのは、「付加価値税の課税ベ

ー国民の負担」

「軽減税率は低所得者への支援策としては有効ではないのですね。」

「2014年、東京で消費税のグローバルフォーラムが開催されました。経済協力開発機構(OECD)が支持したガイドラインに示されたのが、税率を低くする。つまり、広く、薄く課税を緩和するため、軽減税率を導入している国もある。日本は約65%。ヨーロッパ各国は平均して50%を割り、ドイツが46%、フランスは47%、英国で48%。つまり、標準税率を上げて、非課税、軽減税率の導入で税率が浸食され、非常に非効率になっていく。非効率性というものは、「税率が減る」という意味ですが、その後、安倍政権

「2014年、東京で消費税のグローバルフォーラムが開催されました。経済協力開発機構(OECD)が支持したガイドラインに示されたのが、税率を低くする。つまり、広く、薄く課税を緩和するため、軽減税率を導入している国もある。日本は約65%。ヨーロッパ各国は平均して50%を割り、ドイツが46%、フランスは47%、英国で48%。つまり、標準税率を上げて、非課税、軽減税率の導入で税率が浸食され、非常に非効率になっていく。非効率性というものは、「税率が減る」という意味ですが、その後、安倍政権

2年間の税政連支部長を振り返って

■小田原支部 小柴 一彦

税政連支部長として支部活動を振り返ってみました。任期中は衆議院議員選挙・参議院議員選挙と2回の選挙を体験したが税理士による後援会の協力で推薦議員が当選することができほっとしたことを思い出す。選挙のおかげで後援会と密接に行動したことにより良好な関係が築けたと思う。また、税理士会小田原支部とも良好な関係を保っている。定例会開催時には、毎回税政連として発言の時間を設けてもらっているおかげで、県連・地区連の報告や税政連活動の協力をアピールできている。

支部定期大会も税理士会定期総会と足並みをそろえることで費用・時間ともに効率よく開催している。とはいえ、定期大会は支部予算の中でも大きな割合を占めており、この点県連会長の「支部交付金の見直し」の発言に不安を覚えている。年1回の定期大会は固定費であり、税政連活動を草の根から維持していくためにも重要な行事と考えている。交付金支給基準を固定と従量とに分け、安心して支部定期大会が開催できるようしてはどうだろうか。

最後に、支部定期大会や後援会総会の都度はるばる小田原までご足労いただいた地区連・県連の役員の方々、ありがとうございました。

■保土ヶ谷支部 松実 宏幸

一昨年より本年6月まで2年間、税政連保土ヶ谷支部支部長をさせて頂きました。私は平成6年2月に税理士登録しました当初より、税政連の一会員として税制連活動に大きな意義を感じてきました。

登録時の経済環境はバブル景気など既にはじけており、受験時代に見聞きしていたそれとはまるで異なる状況でした。しかし無償独占等、先輩税理士の築かれた税理士制度の恩恵を享受させて頂き、顧問先一件一件を大切に結果、開業から三年目くらいには税理士事務所としての自信を得ました。その時の嬉しさは今でも鮮明に覚えております。

私は今の若い税理士、これから登録してくる人たちにも、この業界の素晴らしさを感じてもらいたいと思っております。最近各業界で自由化の名目で、規則も制度も予想もしない方向に、大きな変化が起こっております。私たちを取り巻く環境も決して安泰とは言えません。

今後も私たち税理士一人一人は、先人が築き上げてきた税理士制度に感謝し、この制度を後進の皆様に確実に引継ぐべき努力をすべき義務があると思っております。

最後に税政連会員の皆さん、今後とも宜しくお願ひ致します。また、未加入会員の皆様どうぞ我々税理士業界の未来のために税政連活動にご理解とご賛同をお願い致します。

■藤沢支部 城田 英昭

県連支部長幹事藤沢支部の城田と申します。税政連支部長を拝命するまでの税政連活動といえば、定期大会や国会陳情への参加する程度、それも毎年ではなく時間がとれる年のみという感じでした。藤沢支部では、税政連支部長は、副支部長のうちの一人がなることが慣例となっています。2年前の支部人事のときに支部長から打診があり、特に断る理由もなく、多少興味はあったので快諾しました。

2年間で一番印象深いことは、何といたっても県連会長、幹事長と支部の幹部とのランチミーティングです。この機会があったことで、支部の未加入会員の実情が分かり、支部の幹部も会長、幹事長の熱意を受けたことで、その後は支部の幹部一丸となって未加入会員の勧誘を積極的に行うようになりました。支部の幹部にとって本当に良い機会であったと思います。

今期は自ら志願して、2期目の税政連支部長を務めると共に、県連政策委員長も引き受けることになりました。このような気持ちになったのも、この2年間があったからだと思います。2年間ありがとうございました。

■平塚支部 中山 晃

税政連支部長を拝命してから、会議の度に「組織率の拡大」を言われてきましたが、残念ながら良き解決方法が見つからないまま 2 年が経ってしまいました。組織の力は会員の数だと思えますが、まだまだ税政連を理解していない方が多いのも事実です。私も入会当初は税政連が何をしているのかさえも分かりませんでした。数年前に組織委員会の委員となったとき、税政連の活動を日税政や各他税政連のホームページ等を見て自分なりに理解したつもりでしたが、残念ながら東地税政連や県税政連のホームページは無く、何を活動しているのだろうか不思議でした。

税政連が多く税理士から活動を理解し協力を得るには、今まで以上に「税政連活動とは何か」を理解していただく必要があります。支部長としての活動不足を反省するところが多く残念でなりません、これからも税政連の活動に出来る限り協力していきたいと思えます。

■大和支部 上山 顕

税政連の活動については、漠然とした認識しかなかったが、支部長になって初めて具体的に知ることが多かった。私のような会員が多いと思うので、税政連の活動内容の大枠について改めて確認してみます。

1. 税理士会は、建議権を有する。(税理士法第 49 条の 11)
2. 税理士会が決定した税制改正要望を実現させるため、後援会を有する国会議員に対して毎年、国会陳情を行う。
3. 上記の活動をするには、税理士会では組織的な制約があるので、税政連が結成された。

ここで大切なのが、国会議員の後援会です。後援会を通じて議員に働きかけをするからです。そのため議員との活発な意見交換が、要望を実現させるための着実な方策であります。

ところで、政治というアレルギー反応をおこす会員がおりますが、税政連は税理士会の要望を実現するために活動しており、税理士制度の擁護と発展を第一義に考えております。このことを個々の会員が我が身に引き寄せ理解されれば、組織率も上がるであろうし財政的にも安

定するはずなのですが、なかなか理屈通りにはいかず、支部長としてたいした手立てもできないまま 2 年間で終わってしまいました。

これからは、折に触れ税政連の必要性について話しをしていくことが、せめてもの私の役目だと思っております。

■横浜中央支部 杉本 竜太

私は、平成 29 年税政連定期大会から令和元年税政連定期大会までの 2 年間、税政連支部長を務めさせていただきました。税政連支部長に就任するまでは、国会議員の後援会の組織作り、議員への陳情等が、税政連の役割なのだろうと漠然と考えていました。

ところが、日税政が権限ある官公署に提出する税制改正建議を実現するために、税政連は国会への要望等を進めたりもしています。

最近では税政連への加入率が極めて低下していると聞いています。神奈川県税政連の三堀孝夫会長をはじめ執行部の先生方の対応のご尽力に敬意を表しております。

私は、本年 4 月より、横浜中央支部の支部長に就任いたしました。これからも私の後任の大久保裕章税政連支部長とともに、支部会員の皆さんに税政連という組織を広く広報し、認知していただき、趣旨を理解していただきながら、入会勧奨に努めていきたいと考えております。

2 年間ありがとうございました。

■横須賀支部 長 明彦

平成 29、30 年度の 2 年間にわたり税政連横須賀支部の支部長を担当させていただきました。担当中は税政連の幹部の先生方そして会員の皆様には多大なるご支援・ご協力を賜り、ありがとうございました。

さて、税政連支部長の重要なミッションのひとつに組織率の向上があるかと思えます。横須賀支部においては、宮原先生（当時、県税政連幹事で支部幹事長）の積極的な活動で新会員の加入勧奨そして税理士会の幹事で未加入の先生方の加入を実現することができました。一方例会等での税政連支部長報告が通りいっぺんの報告になってしまい、未加入の先生方の心には響かなかったようです。組織率の向上に貢献で

きず、課題を残したままになってしまいました。

ところで、就任期間中で一番印象に残ったことは、平成29年10月の総選挙のときでした。横須賀には「税理士による小泉進次郎後援会」があり、税政連から推薦をもらうことができました。選挙運動期間の初日に選挙事務所に訪問したときのこと、私は気楽な気持ちで訪問したのですが、選挙事務所の雰囲気はピリッとした緊張感に満ちたもので、身も心も引き締まる思いをしたのを覚えています。

最後に、大規模な税理士法人、個人の開業税理士、公認会計士や、いわゆる勤務税理士など、立場によって税政連の活動に対してさまざまな考えがあるようです。それをまとめていくのは至難の業だと思いますが、税理士の維持・発展には、みんなの一致団結した協力が必要だなど、私は税政連支部長を通じて感じました。では、2年間お世話になり、ありがとうございました。

■神奈川支部 米山 勉

私は平成29年7月から令和元年8月の二年間税政連支部長を務めさせていただきました。

支部の税政連定期大会での挨拶で述べた「当連盟の正式名称は神奈川県税理士政治連盟神奈川支部です、政治資金規正法に基づく政治団体で税理士会では政治活動を行う事に制限があるため、神奈川県税政連の運動方針に則り税政連活動を行って行きます。」と発言し活動のよりどころとしてまいりました。

税政連支部長は県税政連活動を支部会員に紹介し理解と協力を得ることと思いにあたっておりました、概ね理解は得られたと思いますが組織率の向上には上手く繋がらなかったように思います。

任期中に印象に残った事は平成30年10月に行われたランチミーティングでした、県税政連からは会長・幹事長、支部からは支部長、支部税政連からは役員等が出席し大変有意義な会議でした。後日支部の幹事会で支部長が挨拶の中でランチミーティングについて触れられ、支部として組織率の向上に協力したい旨の発言がありました。

2年間貴重な経験をさせて頂きありがとうございました。



推薦候補者全員当選

第25回参議院議員通常選挙が7月21日投票、即日開票され、税理士による後援会の協力を得て、積極的な選挙運動を展開した結果、神奈川県税理士政治連盟、山梨県税理士政治連盟が推薦した候補者全員が当選した。

【神奈川県選挙区】

島村 大 (自民党)	917,058 票
牧山 弘恵 (立憲民主党)	742,658 票
佐々木さやか (公明党)	615,417 票

【山梨県選挙区】

森屋 宏 (自民党) 184,383 票

【比例区】

赤池 誠章 (自民党) 131,727 票



島村 大 参議院議員



森屋 宏 参議院議員



牧山 弘恵 参議院議員



赤池 誠章 参議院議員



佐々木さやか 参議院議員

神奈川県税政連だより

神奈川県税政連活動

- 6.17 協同組合 通常総代会／横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
 〳 自民党横浜市連大会／関内ホール
 〳 松本 純 政経セミナー／横浜ベイホテル東急
- 6.18 横浜中央支部 定期総会／ローズホテル横浜
- 6.19 自民党横浜市連ヒアリング／横浜市役所市会棟
- 6.20 県連 第2回支部長・支部幹事長会 第2回組織委員会 合同会議／税理士会館3階
- 6.21 大月支部 定期総会／ハイランドリゾートホテル
- 6.24 東京地方税理士会 定期総会懇親会／横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- 6.25 自民党神奈川県支部連合会ヒアリング／神奈川県庁 新庁舎
- 6.27 笠 浩史 出版記念パーティ／ザ・キャピトルホテル東急
- 7.9 公明党川崎市議団ヒアリング／川崎市役所 第2庁舎
- 7.16 緊急拡大選対会議／川崎日航ホテル
- 7.18 県政会神奈川県議団ヒアリング／神奈川県庁 新庁舎
- 7.19 本会 第3回理事会／税理士会館8階
- 7.23 本会 第2回支部長会／税理士会館8階
- 7.25 横浜税理士倶楽部 定期総会／ホテル横浜キャメロットジャパン
- 7.26 立憲民主党・民権クラブ神奈川県議団ヒアリング／神奈川県庁 新庁舎
- 7.29 公明党神奈川県議団ヒアリング／神奈川県庁 新庁舎
- 8.1 黒岩祐治を囲むランチセミナー／ロイヤルホールヨコハマ
 〳 第5回証票伝達式／税理士会館8階
 〳 協同組合 全税共全国統一キャンペーン推進協議会／横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- 8.2 千葉県税理士政治連盟 定期大会／オークラ千葉ホテル
- 8.23 本会及び関連諸機関総務担当者会議／税理士会館6階協同組合会議室
 〳 神奈川県窓会 定期総会／ホテル横浜キャメロットジャパン
- 8.26 第5回広報委員会／税理士会館2階事務局
 〳 税理士による黒岩祐治後援会 定期総会／ブリーズベイホテル
- 9.2 第6回証票伝達式／税理士会館8階
- 9.9 協同組合 秋季ゴルフ大会／平塚富士見カントリークラブ
- 9.10 本会との協議会（調研部）／税理士会館3階会議室
 〳 税理士による牧島かれん後援会定期総会／小田原箱根商工会議所
- 9.11 田中和徳 京浜懇話会セミナー／横浜ベイホテル東急
- 9.12 税理士による阿部とも子後援会 総会／税理士会藤沢支部 事務局
- 9.17 本会との協議会（活動経費等について）／かつ半
- 9.20 神奈川県連 合同会議 推薦国会議員秘書との懇談会／税理士会館8階会議室
 〳 東京税理士政治連盟 定期大会／京王プラザホテル
 〳 税理士によるあかま二郎後援会定期総会／相模原市民会館
 〳 梅沢裕之君の第112代神奈川県議会議長就任を祝う会／横浜ロイヤルパークホテル
 〳 北陸税理士政治連盟 定期大会／ANAクラウンプラザホテル
- 9.24 山梨県連 秘書懇談会／甲府商工会議所
 〳 笠ひろふみ 政経懇話会／ホテルニューオータニ
- 9.25 第6回広報委員会／税理士会館2階事務局
- 9.27 税理士によるあさお慶一郎後援会 総会／鎌倉山下飯店
- 9.29 古賀照夫氏旭日小綬章受章祝賀会／横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
 〳 ごとう祐一君を励ます会／レンブラントホテル厚木

- | | |
|--|--|
| 10. 1 第 7 回証票伝達式／税理士会館 8 階 | 〃 黒岩祐治君を励ます会／横浜ロイヤルパークホテル |
| 10. 3 第 7 回広報委員会／税理士会館 2 階事務局 | 10. 24 島村 大君を励ます会／ANA インターコンチネンタルホテル東京 |
| 10. 4 山梨県連 国会陳情／衆議院第 1 議員会館集合 | 10. 25 データ通信 秋季研修会及び交流会／税理士会館 8 階会議室 |
| 〃 おこのぎ八郎 京浜政経倶楽部定例会／横浜ベイシエラトンホテル&タワーズ | 10. 28 国会陳情 |
| 10. 11 第 8 回広報委員会／税理士会館 2 階事務局 | 〃 関連士業政治連盟交流会／弁護士会館 5 階会議室 |
| 〃 鈴木馨祐衆議院議員を励ます横浜経済人の会／ロイヤルホールヨコハマ | 〃 自民党川崎市連 経済文化パーティー／川崎日航ホテル |
| 10. 17 山梨県連 税理士会館親善ゴルフ大会／甲斐ヒルズカントリー倶楽部 | |
| 10. 18 三浦のぶひろ 国政報告会／横浜ロイヤルパークホテル | |
| 10. 21 松本 純君を励ます会／東京・都市センターホテル | |

山梨県税政連だより

山梨県税政連活動

7. 31 親善ゴルフ大会打ち合わせ／税理士会館
総会反省会／税理士会館
8. 7 東京地方税理士政治連盟第 53 回定期大会
／ホテルキャメロットジャパン
神奈川県税理士政治連盟第 53 回定期大会
／ホテルキャメロットジャパン
9. 20 親善ゴルフ大会打ち合わせ／税理士会館
9. 24 第 2 回正副会長正副幹事長会、幹事会、
相談役等合同会議／甲府商工会議所
・国会議員秘書との懇談会事前打合せ
・令和 2 年度税制改正に関する要望について
・国会陳情について
・賀詞交歓会について
山梨県関係国会議員秘書との懇談会／甲府商工会議所
・特に重要な 4 項目について
懇親会／治作館
9. 29 宮川典子議員お別れの会／アピオ甲府本館
10. 4 国会陳情
中島克人衆議院議員／衆議院議員会館
中谷真一衆議院議員／外務省大臣政務官室

堀内詔子衆議院議員／衆議院議員会館
森屋宏参議院議員／参議院議員会館
赤池誠章参議院議員／参議院議員会館
宮沢由佳参議院議員／参議院議員会館



神奈川県税理士政治連盟 役員構成一覽表 (令和元・2年度)

R1.8.21 現在

会長 副会長	幹事 副幹事	幹事会	幹事長 中川公登(神)	副幹事長 關野祐二(川南)	幹事 相川嘉男(南) 西迫一郎(厚)	副幹事長 野村友哉(川西) 佐久間隆弥(大和)	副幹事長 井上武志(相) 藤尾威文(小)
			副幹事長 下山秀雄(中) 城田英昭(藤)	副幹事長 八巻克彦(中) 高橋英夫(戸) 則久忠弘(川南) 今井伸明(藤)	副幹事長 相川嘉男(南) 西迫一郎(厚)	副幹事長 野村友哉(川西) 佐久間隆弥(大和)	
顧問	顧問	顧問	支部長幹事 大久保裕章(中) 平山紀美子(緑) 渡辺正樹(横) 佐々木達也(大和)	支部長幹事 山下利徳(戸) 淺沼由紀(川北) 小原勝己(平)	支部長幹事 辻泰二郎(神) 古箱修(川西) 三橋正人(厚)	支部長幹事 辻泰二郎(神) 古箱修(川西) 三橋正人(厚)	支部長幹事 辻泰二郎(神) 古箱修(川西) 三橋正人(厚)
相談役	相談役	相談役	委員 飯田純子(南)	委員 齋藤敏治(保)	委員 六橋勝明(鶴)	委員 藤田伸哉(中)	委員 田中良和(緑)
副会長	副会長	副会長	副委員長 田中秀拓(中)	副委員長 甲谷隆和(藤)	副委員長 甲谷隆和(藤)	副委員長 藤田伸哉(中)	副委員長 藤田伸哉(中)
副会長	副会長	副会長	副委員長 八巻克彦(中) 小笠原輝明(川北) 守屋和徳(平)	副委員長 澤田茂(中) 西迫一郎(厚) 井澤郁人(平)	副委員長 澤田茂(中) 西迫一郎(厚) 井澤郁人(平)	副委員長 澤田茂(中) 西迫一郎(厚) 井澤郁人(平)	副委員長 澤田茂(中) 西迫一郎(厚) 井澤郁人(平)
役員	役員	役員	役員 中山隆久(中) 浦山近瀬(鶴) 川藤吉田(南) 山渡川藤(南) 大下邊(南) 山渡川藤(南) 吉田井岩(南) 橋字山安(北) 河北山松(相)	役員 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南)	役員 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南)	役員 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南)	役員 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南) 廣中(南)
役員	役員	役員	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)
役員	役員	役員	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)	役員 佐野光明(神) 大澤清治(保)

令和元年～令和2年度 山梨県税理士政治連盟		
役 職 担 当 表		
会 長 砂 田 俊 二 副 会 長 松 野 俊 一 副 会 長 梶 原 稔		
幹 事 会	幹 事 長 塩 島 好 文 副 幹 事 長 松 土 知 代 副 幹 事 長 江 井 誠	
		副 幹 事 長
	委 員 会	幹 事
		委 員 長
	政 策 審 議 委 員 会	副 委 員 長
		太 田 文 友
	財 務 委 員 会	本 田 賢 二
		初 鹿 武 仁
	組 織 委 員 会	天 野 友 一
		田 幡 義 人
	矢 野 潔	
	名 取 正 文	
	鈴 木 雅 夫	
	中 村 勝 良	
	藤 原 徳 仁	
	清 水 学	
	井 上 一 也	
会 計 監 事 清 水 弘 人 村 松 滝 夫		
相 談 役 田 中 寿 雄 末 木 好 臣 入 江 薫 小 倉 恵 一 深 沢 邦 秀		
地 区 連	副 会 長	砂 田 俊 二 深 沢 邦 秀
	副 幹 事 長	塩 島 好 文
	幹 事	太 田 文 友 初 鹿 武 仁
		田 幡 義 人 名 取 正 文
		中 村 勝 良 清 水 学
		江 井 誠
	会 計 監 事	丸 山 孝 佳

定期大会後の懇親会



乾杯 青木廣志協同組合副理事長



司会 甲谷隆和会員、田中秀拓会員



牧山ひろえ参議院議員・神奈川選挙区



島村 大参議院議員・自民・神奈川選挙区



堀内詔子衆議院議員・自民・比例南関東



佐々木さやか参議院議員・公明・神奈川選挙区



三浦信祐参議院議員・公明・神奈川選挙区



あさお慶一郎前衆議院議員・無所属



上田勇前衆議院議員・公明



金子洋一元参議院議員





万歳

組合員・準会員ご加入のお願い

東京地方税理士協同組合

平素より、組合活動にご理解とご支援を賜りお礼申し上げます。皆様のご協力を頂き組合事業も順調に推移してまいりました。

さて、東京地方税理士協同組合は、平成31年3月31日現在、神奈川・山梨両県の税理士3,443名と、税理士法人141社が組合員として加入していただいております。

中小企業等協同組合法では、組合員は小規模事業者でなければならないと規定されております。このため組合員になれるのは開業税理士と税理士法人ということになります。したがって、社員税理士・所属税理士としての登録の方は残念ながら組合員となることができません。そこで平成26年5月の総代会において準会員制度の規定を定款に設けました。

開業税理士・税理士法人が加入する場合は組合員として出資金10,000円を、社員税理士・所属税理士の方が加入する場合は準会員として預り金を10,000円お支払いいただきます。

準会員が組合員になった場合には、預り金を出資金に振り替えます。逆の場合も同様といたします。

出資金、預り金は脱退時に返還いたします。

組合員・準会員いずれも組合費は一切掛かりません。

組合員の加入要件並びに準会員制度の趣旨をご理解の上、この機会に組合員・準会員へご加入いただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】東京地方税理士協同組合事務局 tel : 045-243-0551

【東京地方税理士協同組合ホームページ】 <http://tochizeikyo.com>

事業内容

図書類の販売斡旋	研修事業
不動産情報サービス	ゴルフ場・デパートの割引
報酬自動支払制度	ホテルの優待割引
小規模企業共済制度	人間ドック
経営セーフティ共済	中小企業災害補償共済制度
VIP大型総合保障制度	団体定期保険
医療保障共済制度	総合事業保障プラン

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

契約者貸付けの 利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は 差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または 必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



◆お問い合わせ先◆ 東京地方税理士協同組合

横浜市西区花咲町4-106 TEL:045-243-0551 FAX:045-243-0550

協同組合からのお知らせ

1 組合員(準会員)加入のメリット

組合への加入は、出資金(預り金)10,000円のみ。
会費は一切ありません。

- ◎各種厚生事業の参加資格・優良図書の割引購入・利用券配布・
税務手帳等無料配布
- ◎提携ゴルフ場(太平洋クラブ他)・・・プレー代が割引価格にて
- ◎横浜スタジアム野球ペア観戦(抽選にて)・東京ディズニーリゾート
(抽選にて)ご招待

*お申込みは組合ホームページの組合員専用ページから

<http://www.tochizeikyo.com> (ユーザー名とPWが必要です)

2 提携先企業への情報提供のメリット

- ◎提携企業への関与先紹介により成約のとき、
所定の手数料が受け取れます
- ◎小規模企業共済・中小企業倒産防止共済へご加入(含む、関与先)のとき、
ギフトカードを進呈
- ◎あんしん財団へ関与先等のご紹介をいただき加入されたとき
ギフトカードを進呈

3 提携生保各社への関与先紹介カード・ 税理士代理店登録のメリット

- ◎紹介カードのメリット 紹介カード提出で1,000円のギフトカード
契約成立で更に9,000円のギフトカード
- ◎代理店登録のメリット 新規代理店登録者・紹介者にギフトカード
保険成約のとき各生保会社より代理店手数料